

新	旧
<p>(課税価格に含まれる特許権等の対価)</p> <p>4 - 13 法第4条第1項第4号 課税価格に含まれる特許権等の対価 に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、例えば、次のような場合における特許権等の対価をいう。</p> <p>イ ~ ハ (省略)</p> <p>ニ 著作権(著作隣接権についても同じ。)については、輸入貨物が著作権の対象を含んでいるものである場合(例えば、録音したテープに著作権の具体的内容である歌詞、旋律等が記録されている場合)なお、特許権等のうち、上記に掲げるもの以外のものについては、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(4) 「輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により支払われるもの」とは、買手が当該輸入貨物を売手から購入(輸入取引)するために支払うことを要する対価をいう。</p> <p>例えば、次のような対価が「輸入取引の条件」として支払われる場合があることに留意する。</p> <p>イ <u>輸入貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者及び著作隣接権者並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものを有する者をいう。以下この項において同じ。)</u>が当該輸入貨物の売手である場合において、<u>買手が当該売手に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</u></p> <p>ロ <u>輸入貨物に係る特許権者等が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手との取決めにより当該買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</u></p> <p>ハ <u>輸入貨物に係る特許権者等が売手と特殊関係にある場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</u></p> <p>ニ <u>売手が輸入貨物に係る特許権者等の下請会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価</u></p>	<p>(課税価格に含まれる特許権等の対価)</p> <p>4 - 13 法第4条第1項第4号 課税価格に含まれる特許権等の対価 に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) 「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、例えば、次のような場合における特許権等の対価をいう。</p> <p>イ ~ ハ (同左)</p> <p>ニ 著作権(著作隣接権についても同じ。)については、輸入貨物が著作権の目的となつて<u>いるものである場合</u>(例えば、録音したテープに著作権の具体的内容である歌詞、旋律等が記録されている場合)なお、特許権等のうち、上記に掲げるもの以外のものについては、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(4) 「輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により支払われるもの」とは、<u>買手が当該輸入貨物を売手から購入(輸入取引)するために支払うことを要する対価をいい、例えば、次のような対価がこれに該当する。</u></p> <p>イ <u>輸入貨物に係る特許権等の所有者が当該輸入貨物の売手である場合において、買手が当該輸入貨物を購入するために支払うことを要する当該特許権等の使用に伴う対価</u></p> <p>ロ <u>輸入貨物に係る特許権等の所有者が売手に当該特許権等の使用について許諾している場合において、買手が当該輸入貨物を購入するために支払うことを要する当該特許権等の使用に伴う対価</u></p> <p>ハ <u>輸入貨物に係る特許権等の所有者が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手との取決めにより当該買手が当該輸入貨物を購入するために支払うことを要する当該特許権等の使用に伴う対価</u></p> <p>ニ <u>輸入貨物に係る特許権等の所有者が売手と特殊関係にある場合又は売手が当該特許権等の所有者の下請会社である場合等において、買手が当該輸入貨物を購入するために支払うことを要する当該特許権等の使用に伴う対価</u></p>

新	旧
<p>ホ 売手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該売手が買手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該売手に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価</p> <p>ハ 買手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該買手が売手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該特許権者に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価</p> <p>(5) 「輸入貨物を本邦において複製する権利」(以下「複製する権利」という。)とは、輸入貨物を本邦において物理的に複製する権利その他の輸入貨物に化体され又は表現されている考案、創作等を本邦において複製する権利をいい、例えば、次に掲げる権利がこれに該当する。  <u>なお、複製する権利の取扱いに際しては、複製することが複製する権利の対象であること、複製する権利が売買契約その他契約で買手に付与されていること及び複製する権利を有する者(当該者から再許諾権を付与された者を含む)が複製する権利の対価の支払を要求していることについて確認すべきことに留意する。</u></p> <p>イ 特許発明が実施されている機械が輸入された場合において、これと同じものを本邦において製造する権利</p> <p>ロ 特許発明が実施されている遺伝子操作により生み出された昆虫種が輸入された場合において、当該昆虫種を本邦において繁殖させる権利</p> <p>ハ 特許発明が実施されている細菌株であってワクチン製造に使用するものが輸入された場合において、当該細菌株を本邦において純粋培養する権利</p> <p>ニ 意匠が実施されているおもちゃの原型が輸入された場合において、当該原型を使用して、同じものを本邦において製造する権利</p> <p>ホ 著作権の対象である写真が輸入された場合において、当該写真を使用した写真集を作成するため、当該写真を本邦において印刷する権利</p> <p>ハ 著作権の対象である音楽が編集された録音テープが輸入された場合において、当該録音テープを本邦においてダビングする権利</p> <p>ト 回路基盤を効率的に利用するため開発された、回路配置利用権の対象である回路図が輸入された場合において、当該回路図を利用して、回路基盤を本邦において作成する権利</p> <p>チ 意匠が実施されている新型自動車の縮小モデルが輸入された場合において、当該縮小モデルを使用して、当該意匠が実施されている自動</p>	<p>ホ 買手が輸入貨物に係る特許権等の所有者から当該特許権等の使用について許諾を受け、売手に対してその使用を再許諾している場合において、買手が当該輸入貨物を購入するために支払うことを要する当該特許権等の使用に伴う対価</p> <p>(5) 「輸入貨物を本邦において複製する権利」とは、輸入貨物に化体され又は表現されている考案、創作等を本邦において複製する権利をいい、例えば次に掲げる権利がこれに該当する。  <u>イ 特許発明である機械その他の物品が輸入された場合において、これと同じ物品を本邦において製造する権利</u></p> <p>ロ 輸入貨物が有している意匠の内容を本邦において再生する権利</p> <p>ハ 輸入貨物が写真、フィルム、録音テープ等である場合において、本邦において印刷、複製等又は上映等の表現形式によりそれらの原著物の再生(発行、興行等)をする権利。  <u>なお、意匠の伝達手段として輸入される紙型、トアレ等を使用して、これらにより伝達される意匠が施された物品を本邦において製造する権利についても同様に扱うものとする。</u></p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p><u>車を本邦において製造する権利</u></p> <p><u>リ 意匠が実施されている彫像の原型が輸入された場合において、当該原型を使用して、当該意匠が実施されている小売販売用の彫像ミニチュアを本邦において製造する権利</u></p> <p><u>ヌ 意匠（衣服デザイン）が実施されている型紙又はトワルが輸入された場合において、当該型紙又はトワルを使用して、当該意匠が実施されている衣類を本邦において製造する権利</u></p> <p><u>ル 著作権の対象である漫画キャラクターが描かれたセル画が輸入された場合において、当該セル画を使用して、漫画キャラクターを本邦においてポストカードに付す権利</u></p> <p><u>ヲ 著作権の対象である小説の原稿が輸入された場合において、当該原稿を使用して、当該小説を本邦において書籍化する権利</u></p> <p><u>ワ 著作権の対象である映画が収録されたフィルムが輸入された場合において、当該フィルムを使用して、当該映画を本邦において上映する権利</u></p> <p>(6) ~ (7) (省略)</p>	<p>(6) ~ (7) (同左)</p>